

九州大学における研究教育推進に係る競争的資金等の事務の専決に関する規程

平成29年度九大規程第21号

制定：平成29年 6月30日

最終改正：平成31年 3月29日

(平成30年度九大規程第140号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学における研究教育推進に関する競争的資金等の事務の専決に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 各府省庁又は各府省庁が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究教育資金をいう。
- (2) 配分機関 研究機関に対して競争的資金等の配分をする機関をいう。
- (3) 部局等 各学部、各学府、各研究院、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センター、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、先導的研究センター、学術研究産学官連携本部、教育改革推進本部、伊都診療所、事務局、各事務部及び九州大学特定大型教育研究プロジェクトの拠点に関する規程（平成19年度九大規程第11号）第2条に規定する各拠点をいう。

(専決事項等)

第3条 総長は、部局等の研究教育推進に関する事務の円滑化を図るため、その権限に属する競争的資金等の事務のうち、次の表に掲げる事項について、部局等の長に専決させるものとする。ただし、専決に関して別の定めがあるものについては、当該定めに従うものとする。

事 項	発信名義者	専決者
競争的資金等の申請に関すること（申請に付随する学長による承諾、推薦及び証明等を含む。）	総長	部局等の長
採択された課題の配分機関への各種書類の提出に関すること。	総長	部局等の長

(適用除外)

第4条 大学として取りまとめの上申請を行わなければならない競争的資金等については、この規程の適用を除外するものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第46号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第69号）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第92号）  
この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規程第140号）  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。